平成２３年（フ）第１９７号
千葉県松戸市松戸新田389番地の１　ドミール芦田303号
債務者　渡邉　竜治（旧姓能田）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９８号
千葉県松戸市松戸新田389番地の１　ドミール芦田303号
債務者　渡邉　祥枝（旧姓能田）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０７号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目５番20ー201号
債務者　石川あみ江
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１１号
千葉県松戸市五香４丁目48番地の28
債務者　合間　美羽（旧姓菊原）
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１７号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目40番地の７　メゾン八ケ崎Ｂ―201号
債務者　アルベス　グレイビソンウルゼダ
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２１号
千葉県野田市野田474番地　丸五マンション102
債務者　加藤　和子
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７７号
和歌山県有田郡広川町大字広52番地の４
債務者　中井　裕樹
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３８号
和歌山市加太55番地の15
債務者　丸芳活魚こと　林　　卓朗
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３９号
和歌山市加太55番地の15
債務者　林　真由美
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
和歌山市加納250番地の１　コーポ加納１号
債務者　北林建築こと　北林　一夫
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖283番地４
債務者　坂本さゆり
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０号
和歌山市楠見中33番地の５　１階Ｂ
債務者　うどん釜膳こと　大森　基弘
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
和歌山市湊２丁目８番12号　レオパレス湊第２
債務者　西嶋　　一
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９号
和歌山市園部1418番地
債務者　久喜　明美
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
和歌山市新生町２番35号
債務者　田淵　陽子
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
山口県周南市大字栗屋790番地の１　白菱ビル405号
債務者　浜田　好江
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３３号
山口県下松市潮音町２丁目３番８号　メゾンしおね101号、前住所山口県下松市清瀬町３丁目15番50号
債務者　佐古　秀典
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　山口地方裁判所周南支部